

調達管理番号・案件名
26a00314_インドネシア国アフオーダブル住宅政策能力開発(国別研修)(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2026年8月17日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	1	契約履行期間(予定)	契約履行期間について、第1章1.(4)では「2026年9月～2028年2月」、別紙1-3.(5)では「2026年9月～2028年8月」と記載があります。正式な契約履行期間をご教示いただけますでしょうか。	別紙および相手国より要請いただいた協力期間は2年間となっております。一方、最後の研修である第2回本邦研修が2028年1月に終了するため、履行期間は2028年2月までとしております。ただし、契約交渉時に、最終報告書の作成に時間を要する等の理由をご説明いただける場合は、双方協議の上、履行期間の変更(調整)について検討することが可能です。
2	3	(3)共同事業体の結成の可否	外国法人(外国の法令に基づき設立された法人)を共同企業体の構成員として参加させることは可能でしょうか。企画競争説明書に記載の「契約締結までに法人登記等を確認」とは、外国法人の場合、具体的にどのような書類の提出・確認を想定されていますでしょうか。(例:登記簿謄本に相当する書類、英文資料、翻訳書類等) 外国法人が共同企業体構成員となる場合、共同企業体結成届以外に追加で必要となる手続き・提出書類がございましたらご教示ください。	外国法人企業を共同企業体の構成員とすることを妨げるものではありません。共同企業体構成員についても弊方への「団体情報登録」が必要となります。詳細は以下をご確認ください。 https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/organization/index.html
3	3	共同企業体の結成の可否	外国法人(外国の法令に基づき設立された法人)を共同企業体の構成員として参加させることは可能でしょうか。企画競争説明書に記載の「契約締結までに法人登記等を確認」とは、外国法人の場合、具体的にどのような書類の提出・確認を想定されていますでしょうか。 外国法人が共同企業体構成員となる場合、共同企業体結成届以外に追加で必要となる手続き・提出書類がございましたらご教示ください。	上記No.2に同じ。
4	9	2. 1プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容	「第3章1.(2)「2」業務実施の方法」にて指定した記載文量の範囲で」とあるが、「第3章2.(2)「2」業務実施の方法」が正しいか。	ご理解の通りです。 「第3章1.(2)『2』業務実施の方法」との記載は誤記であり、正しくは「第3章2.(2)『2』業務実施の方法」です。お詫びして訂正いたします。
5	14	第4条 業務の内容 1(1)事前準備(第 1 回本邦研修に向けた論点整理・内容設計)の脚注6	脚注6に「第4条2に記載の～」と記載がございますが、第4条は「1」までしかございません。「第4条2」の該当箇所をご教示いただけますと幸いです。	ご指摘ありがとうございます。 「第4条2」との記載は誤記であり、正しくは「第4条1.本業務にかかる事項」です。お詫びして訂正いたします。
6	15	(3) 準備(研修フォローアップに向けた調整)	「受注者は、研修中の通訳を本邦からの同行者のために手配する。」とある。「研修中の通訳」は研修フォローアップ中の通訳のことか。また、「本邦からの同行者」は誰を指しており、何名程度を想定しているか。	「研修中の通訳」については、ご認識のとおりです。 また、「本邦からの同行者」については、JICA職員及び受注者(それぞれ2名程度)を想定しています。
7	15	第4条 業務の内容 1(3)準備(研修フォローアップに向けた調整)	「受注者は、研修中の通訳(インドネシア語⇄英語もしくは日本語)を本邦からの同行者のために手配する。」と記載がございますが、ここで想定されている「同行者」についてご教示いただけますと幸いです。	No.6に同じ。
8	15	第4条 業務の内容 1(4)研修フォローアップ(現地意見交換・ヒアリング)	研修フォローアップ(現地意見交換・ヒアリング)の開催場所は未定とされておりますが、会場費用は見積に含めなくてよいでしょうか。	定額計上の対象は本邦研修に係る費用のみであり、研修フォローアップに係る費用は含まれません。研修フォローアップの開催場所は応募者において適宜想定し、必要な費用を見積金額に含めてください。
9	16	(5) 準備(第2回本邦研修に向けた調整)	「なお、研修会場はJICA国内拠点の活用を前提として発注者と協議をすること」とあるが、プロポーザル段階で研修会場の提案を求めているか。また、地方のJICA国内拠点とする場合は、諸経費は定額計上に含まれるのか。	本邦研修に係る研修会場について、プロポーザル段階での提案は求めています。地方のJICA国内拠点を利用する場合に生じる交通費、宿泊費等の経費は、定額計上に含まれます。
10	19	5) 業務完了報告書	「CD-R4部(各種資料を含む)」の「各種資料」とは、1部に業務完了報告書の日本語版及び尼語版の両方を収録するという理解で良いか。それとも収集資料等も含めるか。「各種資料」の具体的な範囲をご教示いただきたい。	CD-Rには、業務完了報告書の日本語版と尼語版に加えて、「各種資料」である、業務実施において作成・収集した会議資料、議事録、データ等を含めてください。
11	23	案件概要表 3.事業概要(4)総事業費	総事業費(日本側)の内訳をご教示頂きたい。 総事業費は、本事業を実施するうえで発生する費用すべてを指す(貴機構で負担する諸経費も含む)のか、受注者への委託費(コンサルタントの費用)を指すのかご教示頂きたい。	「総事業費(日本側)37百万円」は、本事業の実施に要する費用の総額(税込)です。 この総額には、本コンサルタント契約に係る費用(第3章3.(3)に記載する定額計上分を含む。)のほか、当機構が別途業務委託を行う、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に示す「受入業務」及び「監理業務」の費用並びに関連する租税公課を含みます。 なお、定額計上額として明示している金額以外の内訳金額は、明示いたしかねます。
12	25	第3章 1. 技術提案書作成にかかる要件 (2) 業務量の目途	「現地渡航回数:延べ2回」とあるが、現地フォローアップは1回(P.15参照)なので、2名1回という理解で良いか。	ご認識の通りです。

13	28	見積の対象範囲について	「別紙1 案件概要表」の中で、定額計上(p28)には、「本邦研修に係る経費(事前業務及び同行、直接経費)」が含まれているとされています。すなわち、本提案で提出するお見積りは、特記仕様書 第4条のうち、「(1) 事前準備(第1回本邦研修に向けた論点整理・内容設計)」、「(2) 第1回本邦研修」、「(5) 準備(第2回本邦研修に向けた調整)」及び「(6) 第2回本邦研修」以外の項目、並びに日程、訪問先、講義・視察内容及び討議の構成を含む招へいの全体設計、及びこれらに付随する業務に対する見積が求められているという理解で合っていますでしょうか？ また、その上限額は、「別紙1 案件概要表」のうち「3. 事業概要(4) 総事業費(日本側)(p23)」に示される37百万から「3. 経費積算に係る留意事項 (3)定額計上について(p28)」に記載される17,013,000円(税抜)を除いた約20百万円を想定されているという理解で合っていますでしょうか？	御提案いただく見積りの対象は、第2章特記仕様書第4条(3)、(4)、(7)及び(8)に係る業務です。 第4条(1)、(2)、(5)及び(6)に係る本邦研修実施経費は、第3章3.(3)に記載する定額計上(指示)額17,013千円(税抜)に含まれるため、見積りには含めていただく必要はありません。 また、当機構が別途業務委託を行う、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に示す「受入業務」及び「監理業務」の費用も、見積りの対象外です。 案件概要表に記載する総事業費37百万円は、本コンサルタント契約に係る費用に加え、上記の「受入業務」及び「監理業務」の費用並びに関連する租税公課を含む総額です。したがって、37百万円から定額計上額を差し引いた額を見積額の上限額とするものではありません。
14	28	定額計上について	「別紙1 案件概要表」の中で、定額計上(p28)には、「本邦研修に係る経費(事前業務及び同行、直接経費)」が含まれているとされています。すなわち、本提案で提出するお見積りは、特記仕様書 第4条のうち、「(1) 事前準備(第1回本邦研修に向けた論点整理・内容設計)」、「(2) 第1回本邦研修」、「(5) 準備(第2回本邦研修に向けた調整)」及び「(6) 第2回本邦研修」以外の項目、並びに日程、訪問先、講義・視察内容及び討議の構成を含む招へいの全体設計、及びこれらに付随する業務に対する見積が求められているという理解で合っていますでしょうか？ また、その上限額は、「別紙1 案件概要表」のうち「3. 事業概要(4) 総事業費(日本側)(p23)」に示される37百万から「3. 経費積算に係る留意事項 (3)定額計上について(p28)」に記載される17,013,000円(税抜)を除いた約20百万円を想定されているという理解で合っていますでしょうか？	上記No.13に同じ。

以上